

★ 会社を退職したときは国民年金の届出が必要です

会社を退職すると国民年金の加入は自分で手続きをしなければいけません。退職者に扶養されていた配偶者も同じ手続きが必要になります。ただし、20歳未満、60歳以上の方は国民年金の手続きは不要です。

※ 60歳以上の方でも受給資格期間が足りない方や、老齢基礎年金を満額に近づけたい方は国民年金に任意加入できます。

こんなとき	手続き	届出先	必要なもの
厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職した	国民年金1号被保険者の【資格取得届】が必要です	保険課(6番窓口)、各総合支所地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> 退職日が確認できる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書等、公務員の方は辞令書) 年金手帳 ・ 印鑑
配偶者が厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職した(配偶者に扶養されていた方)	国民年金1号被保険者への【種別変更届】が必要です		
失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に難しい	申請により保険料の納付が免除される制度があります		
退職して厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった	配偶者の勤務先での手続きが必要です	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にご確認ください

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- 相談日 3月12日(火)・26日(火)
毎月第2・4火曜日
- 相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- 相談時間 10:00 ~ 15:00
- ☆要予約 相談日の1カ月前から受付
- ※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- 相談日 3月28日(木) 毎月第4木曜日
- 相談場所 浜田年金事務所
- 相談時間 13:00 ~ 16:00
- ☆要予約 3月20日(水)までに予約
- 予約方法 電話またはFAX ※代理可
(記載事項: 住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



[年金相談の予約・問い合わせ先] 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でご相談される場合も、電話で予約しておくこととスムーズに相談できます。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- < 記載事項 > 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容
5. 予想される効果 6. 希望する回答方法(郵送もしくはEメールのどちらか) または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否(可・否) ※必ずご記入ください。

手紙: 〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX: 23-2456
メール: hisyo@city.masuda.lg.jp (件名は「市長への手紙」)
※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。



市長への手紙